

－独立行政法人国立病院機構－

地方公共団体等の要請等により医師の確保が困難な地域における診療援助活動等に従事した職員に対する付加職務手当の支給が過大

1 件 不当金額(支出) 5 4 8 万円

1 付加職務手当の概要等

独立行政法人国立病院機構福井病院（平成27年4月1日以降は独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター。以下「福井病院」という。）は、各部門に所属する職員に対して、基本給や年俸のほか付加職務手当等の各種手当を支給している。

このうち、付加職務手当は、本務としてあらかじめ割り振った職務以外に、院長の命令により、地方公共団体等の要請等による医師の確保が困難な地域における診療援助活動等の職務を特に付加した場合（以下、付加した職務を「付加職務」という。）に、当該診療援助活動等に従事した職員に対して支給するものである。

そして、付加職務手当の算定については、独立行政法人国立病院機構理事長通知によれば、地方公共団体等の要請元が病院に委託費等（これに係る消費税額（地方消費税額を含む。）を含む。以下同じ。）を支払った場合には、支払われた委託費等を病院の収益とするとともに、委託費等が、当該職員が付加職務を行うことにより欠いた本務の勤務時間数に対する給与相当額を超える場合は、その超える額を付加職務手当として支給することとされている。

さらに、委託費等に係る消費税については独立行政法人国立病院機構として納税することとなるため、地方公共団体等の要請元から病院に支払われた委託費等については、委託費等からあらかじめこれに係る消費税相当額を控除して、付加職務手当を算定することとなっている。

福井病院は、前記の診療援助活動等の実施に当たり、要請元に対して付加職務に従事した職員の勤務実績を問い合わせた上で、委託費等の請求額を算定し、職員の勤務実績及び委託費等の請求額に基づき付加職務手当を算定している。

2 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

福井病院は、地方公共団体等の要請元が委託費等に係る消費税額を明示していた場合を除き、支払われた委託費等からこれに係る消費税相当額を控除せずに付加職務手当を算定していた。このため、要請元から支払われた委託費等のうち消費税額が明示されていなかったものについては、消費税相当額が付加職務手当として職員に支給されていた。

したがって、21年4月から26年11月までの間に医師等32人に支給された付加職務手当計77,547,855円について、要請元から支払われた委託費等に係る消費税相当額を控除するなどして、適正に算定すると計72,059,229円となり、5,488,626円が過大に支給されていて、不当と認められる。